

# 警告

# 新型コロナウイルス感染症

# 戒

市内で新型コロナウイルス感染症患者が急増——

☎新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
(保健福祉部 保健課) ☎81-2271

市内では3月22日現在、感染者が44人確認されています。昨年4月から11月までは6人に抑えられていたものの、1月に8人、2月に7人、3月はすでに23人の感染者が確認され、3月22日までの8日間は、連日感染者が確認されています。

感染経路は、県中地域の医療機関や県立高校のクラスター関連が多い一方で、感染経路が不明な方も増えています。

4月になり、入社や入学など人の移動や行事等も多くなる時期のため、誰もが新型コロナウイルスに感染する可能性があります。感染すると、自分だけの問題ではなく、家族や周りの方へ感染させてしまう恐れもあります。

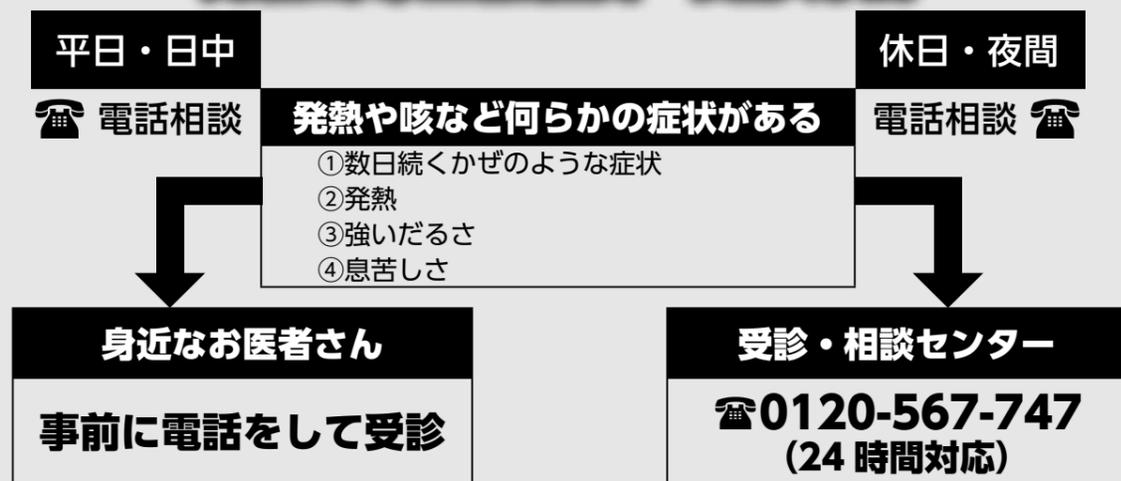
少しでも発熱やせき、鼻水、体のだるさ、味覚障害など体調の変化がある場合は、かかりつけ医に相談し、早めの対応をしましょう。かかりつけ医がない方は、受診・相談センターへ相談しましょう。

●受診・相談センター ☎0120-567-747

感染された方やそのご家族などに対する、偏見や差別は絶対にしないようお願いします。

今後も、気を緩めることなく、入社式や入学式など各種行事では、マスクの着用、手指の衛生、こまめな換気、人と人との距離をあけるなどの基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

## 発熱時の医療機関 受診方法



※新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査）は、医師が個別に判断します。



## 4月は、春の訪れとともに人の移動が活発になる時期です

～新型コロナウイルス感染症拡大防止対策へのご協力をお願いします～

- 感染拡大地域との不要不急の往来の自粛
  - 入学式や入社式等へ参加する際の感染防止対策の徹底について
    - ◆「3つの密」を徹底的に回避し、人と人との間隔を十分に確保する、手指の消毒、マスクの着用など適切な感染防止対策を行う
    - ◆飲食を伴う歓送迎会やお花見などの自粛
  - 旅行について
    - ◆緊急事態宣言を解除された埼玉、千葉、東京、神奈川の4都県への旅行の自粛、その他の地域への旅行は慎重に検討する
    - ◆旅行する場合は、できるだけ混雑しない平日の間に移動すること
    - ◆旅行時、大人数での会食など、感染リスクが高まる行動を避けることができない場合には、旅行そのものを控える
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための「たむら生活スタイル」もチェック！

☎保健福祉部 保健課 ☎81-2271



## 高齢者の保健事業と介護予防などの一体的な事業がスタートします

☎市民部 市民課 ☎82-1112  
☎保健福祉部 保健課 ☎81-2271  
☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

4月から、市民課・保健課・高齢福祉課が連携し、保健事業と介護予防事業を一体的に行います。

①フレイル予防啓発 年齢や加入保険にかかわらず、全市民の健康増進を目指します。

②健康診査の受診促進 (国保・後期高齢者医療加入者)

- ◆国保加入者の特定健診無料化
- ◆後期高齢者医療加入者の施設健診導入
- ◆国保加入者人間ドック費用助成対象者拡大 (40～60歳、上限2万円の助成)

⑤運動サロン参加促進

- ◆運動サロンの立ち上げ支援
- ◆いきいき健康サポーター養成・活動支援

⑥参加の健康増進

- ◆体力測定
- ◆「生活習慣病予防」 「低栄養・肥満予防の食事」 「口の健康」など健康教育の実施

③生活習慣病予防・重症化予防

健康診査の結果をもとに「脳卒中」「心疾患」「慢性腎臓病」の発症と重症化を防止、要介護状態になるのを予防

④医療費適正化の推進

- ◆個別保健指導 (メタボ・高血圧・高脂血症・心房細動)
- ◆糖尿病性腎症重症化予防

※加入保険が変わっても継続して実施

⑦生活機能の改善

管理栄養士・歯科衛生士など専門職による個別の健康相談・支援の充実